

南十勝消防事務組合の主なあゆみ

昭和 22 年 12 月 23 日	消防組織法公布（翌 23 年 3 月 7 日施行）
昭和 23 年 7 月 24 日	消防法公布（同 23 年 8 月 1 日施行）
昭和 45 年 4 月	組合設立を条件に広尾町、大樹町、忠類村が常備化の政令指定を受ける（更別村、中札内村の常備化指定は翌 46 年 6 月 1 日）
昭和 45 年 12 月 25 日	北海道知事に一部事務組合の設立申請（5 町村長）
昭和 46 年 2 月 25 日	北海道知事より南十勝消防事務組合の設立許可（地方第 276 号指令）
昭和 46 年 3 月 31 日	南十勝消防事務組合議会初議会
昭和 46 年 4 月 1 日	消防本部の業務を開始
昭和 47 年 8 月 15 日	救急業務の政令指定を受ける
昭和 50 年 4 月 1 日	北海道知事より規約変更の許可（消防団を加えた消防行政の一元化。十振興第 1 号指令） 更別出張所、中札内・忠類分遣所の支署昇格
昭和 52 年 10 月 25 日	南十勝消防事務組合例規集発行
昭和 56 年 10 月 21 日	設立 10 周年記念式典挙行
平成 3 年 4 月 1 日	北海道広域消防相互応援協定締結施行
平成 3 年 10 月 23 日	設立 20 周年記念式典挙行
平成 4 年 11 月 1 日	災害弱者緊急通報事業運用開始 （平成 7 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分「阪神淡路大震災勃発」）
平成 10 年 4 月 1 日	救急業務高度化推進計画策定
平成 11 年 4 月 1 日	指定金融機関等設置・会計事務一元化施行
平成 12 年 4 月 22 日	有珠山噴火災害に応援隊派遣（4 月 27 日まで）
平成 13 年 10 月 26 日	設立 30 周年記念式典挙行
平成 15 年 4 月 1 日	財政健全化消防独自プラン施行 （平成 20 年度まで 5 ヶ年プラン）
平成 18 年 2 月 6 日	町村合併により忠類村が組合離脱
平成 18 年 4 月 1 日	緊急消防援助隊（救急隊）を消防庁長官に登録
平成 20 年 8 月 1 日	公式ホームページ開設
平成 22 年 12 月 6 日	情報公開条例・個人情報保護条例公布（翌 23 年 4 月 1 日施行） （平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分「東日本大震災勃発」）
平成 23 年 3 月 25 日	消防庁長官指示により東日本大震災の被災地（宮城県石巻市）に緊急消防援助隊を派遣 第 5 次隊 3/25～3/30（後方支援隊）、第 8 次隊 4/5～4/11（救急隊）
* 以上、この間の詳細は、記念誌「南十勝消防事務組合 40 年のあゆみ」に掲載	
平成 23 年 9 月 30 日	設立 40 周年記念式典挙行
平成 24 年 8 月 31 日	地震津波災害対策消防計画策定
平成 26 年 2 月 28 日	地震津波災害時消防団活動・安全管理マニュアル策定
平成 27 年 3 月 6 日	北海道知事へ一部事務組合解散を届出（4 町村法定協議の日：平成 27 年 2 月 20 日）
平成 27 年 12 月 11 日	解散に伴う 4 町村間財産処分の法定協議
平成 28 年 3 月 4 日	南十勝消防事務組合議会及び解散式の開催
平成 28 年 3 月 31 日	南十勝消防事務組合解散